

NO	意見の概要	委員会の考え方
2	<p>1. 全体について</p> <p>短時間でよくまとめられているが、スケジュールについての記述がない。最終報告では是非、タイムテーブルを示して欲しい。</p> <p>2. 市民協働への取り組みを早急に実現するために</p> <p>①この中間報告の定義を「市民と行政の二者間関係の協働」と狭義に捉え、スピードアップをはかる。</p> <p>②「市民協働についての理解の促進」のうち「市民公募提案事業」の確立は、市民、市職員に市民協働を理解してもらうために最も重要な方策であるので、ここに焦点を当てて実施することにより、市民協働の中核を実現し、提言内容を横展開し、スピードアップをはかる。</p>	<p>第V章に掲げた各種施策については段階的な取り組みが必要であり、各段階における状況判断により有効な施策を講じていくことが重要と考えます。タイムテーブルに縛られて実体との乖離があってはならないとも考えるところですが、着実な取り組みとするため、予定時期などについて示すことも検討したいと考えます。</p> <p>二者間関係に限定することは、ともすると官主導ともなりかねないため、より多元的な主体の成熟に応じた展開が必要であると考えます。本提言書では、第三章「市民協働のねらい」において、市民と行政との連携だけでなく、あらゆる主体間の連携を「市民協働」と定義しており、同章の「2. 市民協働における「市民」と「行政」との連携」において、市民と行政との連携の重要性については記述しているところです。</p> <p>また、ご指摘の「市民公募提案事業」の確立につきましては、より具体性のある表現となるよう工夫したいと考えます。</p>
3	<p>海老川上流に遊水地をつくり、水をきれいにしてから川に流す。同時に浚渫して深みのある水のきれいな川にする。隣接地や川沿いに汚いものを置かないように指導するなど、海老川沿いの美観についての提案。</p>	
4	<p>1. 船橋市の各出張所の前庭に、第2次世界大戦で死亡したその地区の市民の人数を示す碑を建てる</p> <p>2. ワンパク王国の場所を確保して、子ども達の遊びを実施する準備委員や運営委員になってください</p> <p>3. 5歳～10歳頃の、日本語あるいは英語を話す親子が集い、グループ遊びをす</p> <p>上記の「世の中を善くする3提案」を推進するためには、自分以外に少なくとも2人の仲間が必要なのに、なかなかみつからない。なぜ見つからないのか、その理由を聞いていただき、人見つけの手法を工夫して欲しい。</p>	<p>ご指摘いただいた事項につきましては、直接本提言書に盛り込むことはできませんが、今後の市政の参考となるよう市の所管部署に提示したいと考えます。</p>
5	<p>アンデルセン公園近くにシュタイナー学校（幼～大）を建てたい。シュタイナー哲学の種まきをしたいので場を与えて欲しい（演劇塾等）。豊富の土地取得、学校設立等に協力願う。といった趣旨のことが書かれているが、全体的には意味不明な内容。</p>	

(市職員からの意見)

NO	意見の概要	委員会の考え方
1	<p>1. 「はじめに」について</p> <p>この指針の前提となる考えとして、できるだけ広い範囲で市民と行政の協力関係の構築がなされることが理想であると同時に、地方自治の最終地点に「市民協働」がシステムとして整備されていることが目的と捉えているように感じる。また、これからの地方自治は初めに「市民協働」ありきという立場をとっているものと思われる。「市民協働」の概念は、今後の地方自治を運営するうえで重要な要素だが、それ自体が目的にはならないと考える。</p>	<p>国からの自立と市民生活の充実を急務の課題と据える中で、その一手段として「市民協働」に取り組んで行こうとするもので、「市民協働」自体が目的で無いことはご指摘されたことと差異はありません。「市民協働の指針」であるがために、そのことを強調せざるを得ないところですが、誤解の無いように配慮する必要はあるものと考えます。</p>
	<p>2. 「指針策定の背景」について</p> <p>分権後の自治力の育成が大切であり、この理想の実現にとって「市民協働」のあり方が重要であることは認めるが、市民が政策決定にどこまでかわかり、そのために「市民協働」の発想と仕組みを追及していくことは、過大なテーマで結論を出すのは困難ではないか。より現実的な方向を求める「指針」を示すには範囲を広げすぎているように思う。理想論的な市民協働のあり方は、簡潔に触れておくことで十分であり、ここに重点を置きすぎると「市民協働」の定義や考え方にこだわり、指針そのものが理想論に終わりそうな印象を受ける。「市民協働」は行政の目的遂行の一手段、道具であり、指針はその道具をどのように使うのかをできるだけシンプルに示すことが、指針の目的を明確にする。枠を広げすぎると指針の方向性をぼやかし、結局定義を探ることに力を費やすことになる。あまり定義にこだわる必要はないと思う。</p>	<p>本提言書（中間報告）は、計13回の委員会で重ねられた議論の結果をまとめたものとなっています。このため、市民と行政との関係について、行政のみならず市民の視点からの考えが反映されたものとなっており、結果として広範囲の内容について言及する形となっているところです。なお、指針策定の目的につきましては、定義づけのためではなく、「市民協働」の推進のために現状を踏まえ、指針を契機とした意識改革をはじめとする具体的に動きうる手法やそのための工夫といった事柄を方向付けようとするものであり、この目的がぼやけることの無いよう留意したいと考えます。</p>
	<p>3. 「市民協働に向けて」について</p> <p>「市民協働」を実践することの「意義」や「その必要性」を示すことが必要で、なぜ市民協働課が存在するのかを明確にすることが必要。『「市民協働」は、このように市民一人ひとりの日常生活が多様な形で営まれているという現実に根ざすものであり、・・・そうした「文化創造」の自覚的営みとして・・・多様な市民協働の主体が相互に協力して取り組んでいくことが「市民協働」の基本的な考え方です』という部分は失礼ながら意味がわからない。</p>	<p>「市民協働」の意義やその必要性については、第Ⅰ章「指針策定の背景」及び第Ⅲ章「市民協働のねらい」において述べているところですが、より具体的に説明等を加えたいと考えます。</p>
	<p>4. 「市民協働のねらい」について</p> <p>市民の活力を活かして市の財政負担を軽減し、結果的に市民からの税金の有効利用を図り、地方分権の中で生き残っていくために地域の負担を軽減することに「ねらい」があると切り切ったほうがすっきりする。市は、市民の意欲をどう把握し、どのようにコーディネートしていくのかのノウハウを指針として示すことが必要。市民や行政職員の意識改革は必要だが理想であり、指針の中では現実問題を直視すべき。意識改革を待つだけでなく、市民の意欲と行政の要求をいかにマッチングさせるかということに尽きると思う。</p>	<p>ご指摘の行政における負担軽減については、自治体の自立というねらいの一つにすぎないと考えております。なお、市民の意欲と行政の要求をいかにマッチングさせるかという事項については、単にこのことだけでなく、市民の自立と自治の原則に基づいたマッチングを考えることも含め、第Ⅴ章の中でより強調したいと考えます。</p>

NO	意見の概要	委員会の考え方
	<p>5. 「市民協働によるまちづくりの展開」について</p> <p>市民協働は目的ではなく手段であるということを見失って、推進体制や制度化を進めたことで、情報提供システム、協働推進員、行政パートナーなどの各制度が、本来の役割を消化しきれていないように感じる。また、自治ルール確立については、行政にとってどこまでメリットがあることなのかの議論が十分でない。市民と行政それぞれから見た「市民協働」の捉え方は違うと思われ、市民の考え方主導で会議が進められることはやむをえないし、十分に議論をするのは難しいのが現実だと思うが、この提言をどのように指針に反映するのは大変悩ましいことではないかと察する。パートナーシップ体制、パブリックインボルブメント、アダプトプログラムなど、「市民協働」を行政に結びつけるためのアプローチを示したのは、方法の一つとして紹介するのは良いが、これらを制度化することを方向付けることは「指針」本来の目的ではないと思う。</p> <p>6. その他</p> <p>これから作ろうとする「指針」は、地方自治のあり方を議論するためのものではなく、「市民協働」のメリットをいかに市政に活用していくかを示すものだと思う。「市民協働」ありきの考え方を地方自治の根幹におくことは、かえって「市民協働の一連の手続きを踏まない行政が機能しない」といったデメリットが生じることにもなりかねない。自治基本条例に「市民協働」の重要性をうたうことは大切だが、目的ではなく手段である「市民協働」を自治の基本に置くことは、行政にとっての有用性が十分議論され、確立されていない段階では、発想として危険に感じる。</p>	<p>「市民協働」は、多様な主体間の相互理解や情報共有などに相当の時間を要することから、一朝一夕に目に見える効果が表れるものと考えておりません。また、従来型の行政主導では今後の自治体運営は立ちゆかないものと考えられ、市民協働の実践として乗り越えていくことが、自治体にとっては必須の課題であると考えます。</p> <p>なお、各手法の制度化への方向付けにつきましては、具体的な行動を取るための選択肢として提言しているというものであって、具体的な方法を示さず理念ばかりを述べるのも如何なものかと考えます。</p> <p>本提言書は、「市民協働の指針」策定に向けた提言として提出するものであり、自治のルールをはじめとする具体的に動きうる手法やそのための工夫といった事柄を市に対して提言するものです。したがって、全体をとおして「市民協働」に軸を置いた内容となっているわけですが、「市民協働」が全ての行政システムにわたるというのではなく、必要な部分に手段の一つとして関わるものであり、地方自治の根幹として扱うものではないことは認識しているところです。</p>
2	<p>1. P9「文化の熟成を通じて自治は発展する」について</p> <p>この項目でいきなり「市民自治」と言う言葉が出てくるが、「市民自治」はどのようなイメージで使っているのか。イメージを明確に、わかりやすくしたほうが望ましい。</p> <p>2. P17「市民協働はどの様に活かされるのか」について</p> <p>この項目は、市民協働に取り組むための目的を明確に示す項目なのではないか。市民協働により目指すものを整理する必要があるのではないか。</p> <p>3. 全体について</p> <p>この中間報告は、誰に対して示した指針なのか。市民も含めた協働を実践するすべての対象に対する指針ならば、表現を簡素化し、市民協働に対する理解度の高低にかかわらず、誰にでも理解ができるような表現が必要ではないか。記述表現の工夫を。</p>	<p>「市民自治」は、参加→協働→自治という進化の中の一つの理想型と捉えています。ご指摘の趣旨を踏まえ、加筆したいと考えます。</p> <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、より具体的に説明等を加えたいと考えます。</p> <p>表現の仕方については、それぞれのレベルで、それぞれの形のを工夫していく必要があると認識しております。市が指針を策定・公表するにあたっては、市民の皆さんにご理解頂けるよう、表現の工夫や広報などによる普及啓発に努めなくてはならないものと考えます。</p>
3	<p>全体の印象について</p> <p>①やはり流行に流されている感をぬぐえず、地方自治体の原点、主権者は市民であることを基本にした、自治体の存在意義、職員の役割等について、しっかり足がついていない印象である</p> <p>②総花的で魂が宿っているのか心配。絵に描いた餅になってしまうのでは。上記の基本が船橋市職員にはなかなか身につけていないことが最も困難な問題である。（議員も）</p>	<p>「総花的」とのご指摘については、本提言書(中間報告)は総合的な方向性を提示しているものであるためであり、具体的な事柄は今後盛り込みたいと考えます。なお、他のご指摘については、最終報告作成の際の参考とさせていただきたいと考えます。</p>

NO	意見の概要	委員会の考え方
	<p>③大変でも、この分野に関する一定の現状分析や、市民協働を進める基本となるべき、魂のしっかり入った「市民参加条例」などが前提では。</p> <p>④横文字を使いすぎ。これで市民協働を謳っても実のあるものになるのかどうか疑問</p> <p>⑤建物のように、基礎工事と、基本となる柱と梁をしっかりさせることを希望する。</p>	
4	<p>P 2. 6 行目について</p> <p>地方分権一括推進法の施行により、今後、地方公共団体は自立した行政運営を進めていかなければならない時代になるので、あらゆる行政サービスを「市民協働」の視点から考慮する必要がある。</p>	<p>ご指摘の時代背景の下、あらゆる行政サービスを「市民協働」の観点から見直す事は大変重要なことと考えています。</p>
5	<p>1. P 5. 9 行目について</p> <p>全体を通して市民が何をすればよいのかが伝わってこないように感じた。職員のみならず市民の意識醸成が必要。 文章がとっつきにくい。多くの人に語りかけるにはできる限り専門用語を少なくすべき。</p> <p>2. P 2 5 から</p> <p>各団体の現状と課題の記述内容が厳しすぎて、実際に活動している人から反発を食らってしまうのでは。確かに課題であるため、厳しい意見になってしまうのは当然であるが、その中でも若干のフォローがあっても良いのでは。</p>	<p>「市民が何をすればよいのか」という点については、行政が指導すべきものではなく、市民の自主性が原点にあると考えます。なお、市が指針を策定・公表するにあたっては、市民の皆さんにご理解頂けるよう、表現の工夫や広報などによる普及啓発に努めなくてはならないものと考えます。</p> <p>ご指摘の事柄につきましては、最終報告作成の際の参考とさせていただきたいと考えます。</p>
6	<p>全体について</p> <p>①市民に読んでもらうためには表現が硬すぎる。</p> <p>②お年寄りでも読みやすくするため字のポイントを12ポイントにすべきだ。</p> <p>③行政、議会、市民、市民協働等の言葉を「」で括るかどうか統一性がない</p> <p>④市民協働による政策形成後に議会での予算審議があるが、市民と議会の連携についての考察が少ない</p> <p>⑤「新たな公共」や「第3の分権」について、最初の部分で説明が必要ではないか</p> <p>⑥市民との協働を考える中で、最も難しいのはノイジーマイノリティから寄せられる偏重した意見をどの様に排除し、サイレントマジョリティが内包している見えない意見をどのように目に見えるものとしていくかという点だと考えるが、その点について、もう少し現状の問題点や具体的な方策の提案があっても良いのではないか。</p> <p>⑦自立した市民による市民相互の協議についての記述が薄いように感じる。</p> <p>⑧現在、市民活動サポートセンターはNPOの活動拠点となっており、「多様な主体との協働を進める」という意図から、市民協働課設置時に移管を行わなかった経緯があるので、慎重な対応が必要。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、より読みやすく修正したいと考えます。</p> <p>ご指摘の事柄につきましては、最終報告作成の際の参考とさせていただきたいと考えます。</p> <p>ご指摘の件に関しましては、市民協働課設置時と現時点における「市民活動サポートセンター」の役割やあるべき姿の変化等を考慮しながら、最終報告作成の際の参考とさせていただきたいと考えます。</p>